

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| 事故種類        | 乗組員負傷  |
| 発生日時        | 平成29年11月6日 18時30分ごろ  |
| 発生場所        | 宮城県石巻市金華山東北東方沖<br>金華山灯台から真方位056° 42.3海里付近<br>(概位 北緯38° 40.0′ 東経142° 20.0′)   |
| 事故の概要       | 漁船 <sup>だいいち</sup> 大一丸拾八號は、さんま棒受網漁の操業中、集魚灯の支柱が折れ、同支柱付近にいた甲板員が飛ばされて負傷した。  |
| 事故調査の経過     | 平成29年11月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済   |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | 漁船 大一丸拾八號、185トン  |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 136612、大一水産株式会社  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、四級（航海）<br>甲板員A  |
| 負傷者         | 軽傷 1人（甲板員A）  |
| 損傷          | 集魚灯の支柱に折損  |
| 気象・海象       | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好<br>海象：波高 約1m   |
| 事故の経過       | <p>本船は、船長及び甲板員Aほか13人が乗り組み、金華山東北東方沖において、さんま棒受網漁の操業中、左舷側から漁網の揚収を行っていたところ、舷外に振り出された状態で根元の可動部を固定されていた左舷中央部にある集魚灯の支柱（以下「本件支柱」という。）が、本件支柱を格納する際に用いる油圧ウインチ（以下「本件ウインチ」という。）のワイヤで先端部を船内側に引かれた際、中央部付近で折れた。</p> <p>甲板員Aは、本件支柱の付近に立って揚網が終わるのを待っていたところ、折れた際の反動で振れた本件支柱が身体に当たり、船首方に飛ばされた。</p> <p>甲板員Aは、外傷がなかったものの、頸部の痛みがあったので、本船で気仙沼港に帰った後、救急車で気仙沼市内の病院に搬送され、中心性頸髄損傷と診断された。</p> <p>本件ウインチの操作レバーは、本件支柱の近くにあり、誤操作防止用のカバーが取り付けられておらず、本事故時、複数の乗組員が操作レバーの付近を通行していたものの、操作を行った者はいなかった。</p> <p>本件ウインチのブレーキは、本事故時、掛けられていたか不明であった。</p> <p>甲板員Aは、カッパの上下を着用し、長靴を履き、手袋及びヘルメ</p> |

|           |   |
|-----------|---|
|           | ットを装着していた。  |
| <b>分析</b> | <p>本船は、金華山東北東方沖において、さんま棒受網漁の操業中、舷外に振り出された状態で根元の可動部を固定されていた本件支柱が、本件ウインチのワイヤにより先端部を引かれたことから、中央部付近で折れて反動で振れ、本件支柱付近にいた甲板員Aに当たり、甲板員Aが飛ばされて負傷したものと考えられる。</p> <p>本件ウインチは、操作レバーの周囲を複数の乗組員が通行していたこと、及び操作レバーに誤操作防止用のカバーが取り付けられていなかったことから、乗組員の身体が操作レバーにぶつかるなどして作動した可能性があると考えられる。</p> |
| <b>原因</b> | <p>本事故は、夜間、本船が、金華山東北東方沖において、さんま棒受網漁の操業中、舷外に振り出された状態で根元の可動部を固定されていた本件支柱が、本件ウインチのワイヤにより先端部を引かれたため、中央部付近で折れて反動で振れ、本件支柱付近にいた甲板員Aに当たり、甲板員Aが飛ばされたことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| <b>参考</b> | <p>本船は、本事故後、本件ウインチの操作レバーに誤操作防止用のカバーを取り付けた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウインチ等の不使用時には、ブレーキを確実に掛けること。</li> <li>・油圧機器等の操作盤は、誤操作防止用のカバーが取り付けられていることが望ましい。</li> </ul>   |